

乾しいたけ価格下落対策を求める意見書

乾しいたけは、古来より食材として広く活用され我が国の食文化を形成するとともに、農山村の重要な産業として地域経済の発展に大きく貢献してきた。

また、乾しいたけ生産者は、地域の農林業も担っており、その生産活動を通じて農地や森林の公益的機能を維持し、里山の良好な環境や景観を守ってきた。

平成二十五年五月末に、石川県で開催された国連食糧農業機関の国際会議において、本県の国東半島宇佐地域における「クヌギ林とため池がなくなぐ農林水産循環」が世界農業遺産に認定された。原木乾しいたけ栽培の重要性が世界に認められたものであり、将来に向かって大きな期待を寄せているところである。

しかしながら、平成二十三年三月に発生した福島第一原発事故は、東日本の椎茸産業に放射能汚染という大打撃を与えたのみならず、全国に風評被害を誘発し、安全・安心の代表格だった乾しいたけのイメージを一変させた。

関東の大消費地を始め、全国各地で消費者の買い控えが進み、価格は下落の一途を辿り、事故発生から二年以上が経過しているにもかかわらず、関東の一部の学校給食では乾しいたけの使用が自粛されたままとなっているなど、現在でも風評被害は払拭されておらず、価格下落に歯止めがかかっていない。

今や乾しいたけの価格は、生産原価を大きく割り込んでおり、椎茸生産が困難となっている東日本の分までと頑張っている西日本の生産者の意欲が急速に減退している。

価格回復の兆しが見えない中、このような状況が続くと、我が国の乾しいたけ産業の存続が危ぶまれ、ひいては農山村社会の維持に重大な悪影響を及ぼすこととなる。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項を実現するよう強く求める。

一 風評被害の原因の徹底究明とその早急な収束に向けて万全を期すこと。

二 全国的な広報活動等の実施により、消費者の乾しいたけに対する不信感を払拭するとともに、原木乾しいたけの安全・安心を確固たるものにするため、乾しいたけトレーサビリティシステムを構築すること。

三 原木乾しいたけ生産の維持・発展のため、生産基盤の整備や担い手の確保、消費拡大について、予算の確保や支援制度を充実・強化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年七月三日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長 伊吹文明殿
参議院議長 平田健二殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
財務大臣 麻生太郎殿
農林水産大臣 林芳正殿